

届出	施設基準等の名称
	医科点数表第2章第10部手術通則5及び6（歯科点数表第2章第9部手術通則4を含む。）に掲げる手術の施設基準

通則5及び6に係る手術件数（令和7.1.1～令和7.12.31）

・区分1に分類される手術		件数（歯科以外）	件数（歯科）
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	
イ	黄斑下手術等	0	
ウ	鼓室形成手術等	0	
エ	肺悪性腫瘍手術等	0	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	

・区分2に分類される手術		件数（歯科以外）	件数（歯科）
ア	靭帯断裂形成手術等	0	
イ	水頭症手術等	0	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ	尿道形成手術等	0	
オ	角膜移植術	0	
カ	肝切除術等	0	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	

・区分3に分類される手術		件数（歯科以外）	件数（歯科）
ア	上顎骨形成手術等	0	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	
エ	母指化手術等	0	
オ	内反足手術等	0	
カ	食道切除再建術等	0	
キ	同種死体腎移植術等	0	

・区分4に分類される手術の件数（歯科以外）	件数（歯科以外）	件数（歯科）
	41	

・その他の区分に分類される手術	件数（歯科以外）	件数（歯科）
人工関節置換術	3	
乳児外科施設基準対象手術	0	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0	
経皮的冠動脈形成術	0	
急性心筋梗塞に対するもの	0	
不安定狭心症に対するもの	0	
その他のもの	0	
経皮的冠動脈粥種切除術	0	
経皮的冠動脈ステント留置術	0	
急性心筋梗塞に対するもの	0	
不安定狭心症に対するもの	0	
その他のもの	0	

通則16に係る手術件数（令和7.1.1～令和7.12.31）

胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）	5	
----------------------------------	---	--